

退園届・保育継続願

保護者 住 所 渋谷区 _____

電 話 _____

氏 名 _____

下記の理由により 月 末日 限り退園いたします。

記

保 育 園 名	ふりがな 児 童 氏 名	生 年 月 日
退 園 理 由	<input type="checkbox"/> 家庭保育 <input type="checkbox"/> 幼稚園入園 <input type="checkbox"/> 区外転出（引越し） <input type="checkbox"/> その他 _____	
転 出 ・ 継 続 希 望	・転出 （ 転出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ） （ 転出先住所 _____ ） 現在入園中の保育園に引き続き通園を【希望する・希望しない】 【注意】※裏面をご確認ください。 ・転出先の区（市町村）と渋谷区の在園要件を満たす場合に、継続通園が可能となります。 ・転出先の区（市町村）役所に、転出月内に現在在園中の保育園の入所申込みをしないと継続通園できなくなります。	

在籍園確認欄	施設名	確認者	確認日
			年 月 日

【渋谷区記入欄】在勤要件 有 無 （父の勤務先 _____ 母の勤務先 _____）
 受託期間（最長） 年 月 日 ～ 年 月 日まで

継続通園の届出について

渋谷区の認可園に在園しているお子さんが、渋谷区外に転出した場合在園している園によって、継続通園できる期間等が変わります。(①転出した月の月末まで②年度末まで③小学校入学前まで)
ただし、転出先の自治体の在園要件によっては、上記期間にかかわらず通園できなくなる可能性があります。

在園期間について

区立園・・・転出した月の属する②年度末まで。

保護者の勤務先が渋谷区内にある時は③小学校入学前まで。(勤務先が渋谷区外になった時は②その年度の年度末まで)

私立園・・・在籍要件に変更がなければ、③小学校入学前まで。

認定こども園・・・運営費等の調整ができない時は①転出した月の月末まで。

調整ができる時は②その年度の年度末まで。

区立幼保一元化施設(山谷かきのみ園・千駄谷なかよし園 短中長時間)

・・・①転出した月の月末まで

・・・最長②その年度の年度末まで

(転出先の自治体に保育施設の空きがない場合等)

継続通園の手続きについて

※ 転出した月の末日までに以下のすべての手続きが完了する必要があります。

- 1 転出先・転出時期が決まったら、「退園届・保育継続願」を園に確認してもらった後に、渋谷区の入園相談係に提出する。
- 2 渋谷区に住民票の転出届を提出し、新しい自治体に転入届を提出する。
- 3 転入届と同時に、新しい自治体の保育課に「渋谷区の認可園に継続して通いたい」旨の申込みをする。担当者に、渋谷区の管外協議担当者あて「03-3463-2492」に電話するように伝える。
- 4 新しい自治体の在園資格に合えば、保育課から渋谷区あてに「継続通園の協議」が来る。
- 5 「協議」を基に渋谷区で引き続き受入可能であればその旨を回答する。
- 6 継続後に状況変化があった場合は、速やかに「園に知らせる」と共に「転出先自治体の保育課」に必要書類等を提出する。